

ようこそ

インド全土の日本人コミュニティへ

YOKOSO

09

2026 SEP VOL. 140

無料

www.yokoso.co.in

Expatria
Mobility Redefined

すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで！

パンフレットはこちら



+91-95991-98950

お問い合わせください

enquiry@expatria.in

COMPLETE
Solutions
Service Apartment Pvt Ltd
+91-98733-90356(En)

ems
Business Redefined

安らぎ
ホテル
YASUNAGI

UUNIQUE
Think India, Think Overseas

relocatte

KrayMan
Demystifying Complexities

温かい紅茶に、
小さな幸せを感じる季節。

www.formulaindia.co.jp

FORMULA
GROUP
Mobility Managed.®





マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com



佐竹真紀

✉ maki.satake@krayman.com



松田浩
日本公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com



アंकフル・ベイロリア
(Ankur Bairoliya)

✉ ankur.bairoliya@krayman.com

「出向者 (Secondment) に係る課税問題に関するデリー高等裁判所判決 — 「所得税長官 (税務当局) 対 Ernst & Young US LLP」

Background (背景)

従業員の出向 (Secondment) 制度は、現在、インドにおける多国籍企業の事業運営において重要な要素となっています。

グローバル・ケイパビリティ・センター (GCC)、テクノロジー企業、コンサルティング会社、製造業グループ、金融機関、プロフェッショナル・サービス企業などでは、知識・ノウハウの移転、技術的専門知識の提供、事業運営の監督、戦略的施策の支援などを目的として、海外から従業員をインドへ出向させるケースが頻繁に見られます。

2026年6月18日付デリー高等裁判所判決

デリー高等裁判所は、**Ernst & Young U.S. LLP (EY US)** に対する5件の控訴事件について、所得税局側に概ね有利な判決を下しました。

2026年6月18日に、**V. Kameswar Rao判事および Vinod Kumar判事からなる合議法廷 (Division Bench)** によって言い渡された本判決では、国際間取引における税務上、繰り返し問題となっており、かつ実務上も重要な以下の2点について判断が示されました。

- 出向社員 (seconded employees) に関連して支払われる金額が、課税対象となる「技術的役務提供料 (Fees for Technical Services: FTS)」に該当するか
- 外国法人がインドの顧客に対して国境を越えて提供する専門的サービスについて、租税条約上の免税・非課税の適用を受けられるか

今回の判決は、所得税審判所 (Income Tax Appellate Tribunal: ITAT) がこれまで示していた主要な判断の一部を覆すものとなっています。

また、本判決は今後、多国籍企業とそのインド現地法人・関連会社との間で行われる従業員の出向 (secondment) の仕組みをどのように設計し、また税務上どのように取り扱うべきかについて、実務上の重要な影響を及ぼすことが予想されます。

事案の概要

本件は、**所得税法 (Income Tax Act, 1961)** に基づき、**ニューデリー所得税局 (国際課税) 第1部 Commissioner of Income Tax (International Taxation)-1, New Delhi)** が、所得税審判所 (ITAT) の判断を不服として提起した控訴事件です。

対象となったのは、2018-19年度、2019-20年度、2020-21年度、2021-22年度および2022-23年度の5つの課税年度に関するITATの各決定です。

被控訴人である**EY US (Ernst & Young U.S. LLP)** は、米国法に基づいて設立された Limited Liability Partnership (LLP) であり、世界的な Ernst & Young ネットワークの一員として、インドを含む世界各国の顧客に対し、監査・保証業務、税務、トランザクション・アドバイザリー、ビジネス・アドバイザリー等のサービスを提供しています。

税務調査およびITATにおける判断

税務調査において、**Assessing Officer (税務担当官 / AO)** は、各年度にわたり、主に以下の2点について EY Us の所得に加算を行いました。

- 出向社員に関して EY Us がインド法人から受領した金額各年度における金額は合計で数百万ドル規模に達していました。
- EY Us が米国において、または米国からインドの顧客に提供したサービスに対する報酬

これらのサービスについて、インドの顧客から受領した金額についても課税対象として認定されました。

****Dispute Resolution Panel(紛争解決パネル: DRP)**** は、これらの税務当局による所得への加算を支持しました。

一方、****Income Tax Appellate Tribunal(所得税審判所: ITAT)****は、別々の決定において、いずれの論点についてもEY US側に有利な判断を示しました。

具体的には、ITATは、

- 出向社員に関してEY USが受領した金額については、****利益を含まない単なる実費精算 (cost-to-cost reimbursement)****であると判断したこと
- 専門的サービスの提供によってEY Usが受領した報酬については、租税条約上の免税・非課税の適用対象となると判断したことがポイントとなります。

これらのITATの判断を不服として、Revenue(税務当局)側はデリー高等裁判所に控訴しました。

争点(Issues Involved)

デリー高等裁判所は、本件各控訴について、主に3つの法律上の重要な争点を審理しました。

- 出向社員に係る費用精算がFTSに該当するか

ITATが、EY USが出向社員に関して受領した実費精算(cost-to-cost reimbursement)について、インド所得税法第9条第1項第7号(Section 9(1)(vii))およびインド・米国租税条約(India-USA DTAA)第12条に定める****「技術的役務提供料(Fees for Technical Services: FTS)」**には該当しない******と判断したことは、誤りであったか。

- 「Make Available(利用可能にする)」要件の解釈

ITATが、インド・米国租税条約第12条第4項(b)に定められた、いわゆる****「Make available」条項****について、その意味・適用条件を正しく解釈・評価していたか。この「Make Available」要件は、サービスの提供による報酬をFTSとして課税するために必要となる重要な条件です。

- 専門的サービスに対する租税条約上の免税規定の適用

ITATが、EY USが受領した報酬について、インド・米国租税条約第12条第5項(e)に定められた免税・課税対象外の例外規定に該当すると判断したことは、正当であったか。

同規定は、一定の****専門的サービス(professional services)****について、課税対象となるFTSの範囲から除外するものです。

税務当局(Revenue)側の主張

税務当局側を代表して、Senior Standing Counsel(上級常任弁護士)Puneet Rai氏は、ITATの判断には誤りがあると主張しました。

- 出向社員の雇用関係について
Rai氏は、ITATが出向社員をEY Indiaの各法人の従業員であると誤って認定したと主張しました。その根拠として、以下の点を指摘しました。

出向はあくまで一定の限定された期間に限られていたこと

出向期間中も、従業員はEY USとの雇用関係を維持し、EY Usにおける雇用上の地位(lien)を保持していたこと

インドで勤務している期間中も、従業員は米国の社会保障制度(US social security)への拠出を継続していたこと

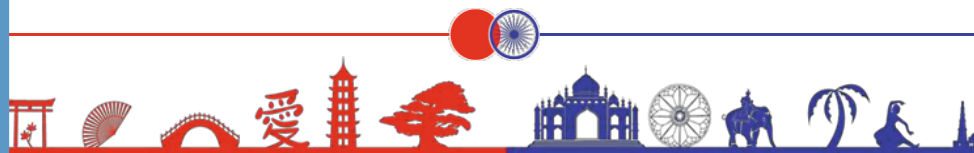
これらの事情から、Rai氏は、出向期間中もEY Usと従業員との雇用主・従業員関係は終了していなかったと主張しました。

- Centrica事件の判例について
さらにRai氏は、デリー高等裁判所の過去の判決であるCentrica India Offshore (P) Limited v. CITを強く引用しました。

同判決では、出向(secondment)契約に基づき、海外法人に対して支払われた費用精算額についても、FTS(Fees for Technical Services)に該当すると判断されています。

また、このCentrica事件については、最高裁判所(Supreme Court)に対して提起されたSpecial Leave Petition (SLP: 特別許可申立て)が棄却されていることも指摘しました。

- 「Professional Services」の免税規定についてもう一つの争点について、Rai氏は、租税条約における専門



的サービス(professional services)に関する免税規定は、インド国内で提供されたサービスにのみ適用されると主張しました。

したがって、米国からインドの顧客に対して提供されたサービスまで、この免税規定の対象に含めるべきではないとしました。

さらに、ITATが、エコノミスト、MBA取得者、その他の技術系人材によって提供されたサービスについても専門的サービスとして扱ったことは誤りであると主張しました。

Rai氏によれば、これらの人材は、租税条約上想定されている公認・認定された専門職団体(recognised professional body)に所属する専門家ではないため、当該免税規定を適用することはできないとしています。

EY US側の主張(Arguments Advanced by EY US)

EY US側を代表して、Senior Advocate(上級弁護士)S. Ganesh氏は、出向契約の条件に基づき、出向された従業員は出向期間中、EY USの従業員ではなく、EY Indiaの各法人の従業員となっていたと主張しました。EY Indiaの各法人が、当該従業員の給与、法令上のコンプライアンス、人事評価について単独で責任を負っていたと説明しました。

同氏は、EY USは事務上の便宜のために、インド法人に代わって支払いを行っていたにすぎず、そこにマークアップ(markup)を付加していなかったと主張しました。また、これらの金額については、すでに従業員本人の給与所得として課税されているため、EY USにおいてさらに課税することは、**二重課税(double taxation)**に当たると主張しました。

同氏は、Centricaについては事実関係が異なるとして区別し、さらに、PCIT v. Boeing LimitedおよびITATによるAT&T Communication Services India Pvt Limitedの判決を含む他の判例にも依拠しました。

専門的サービスに関する争点については、同氏は、当該サービスによってインド法人に恒久的な技術的知識(enduring technical knowledge)が移転されたわけではないため、「Make Available」テストは満たされていないと主張しました。

判決(The Ruling)

合議法廷(Division Bench)は、本件の事実関係は、Centrica India Offshore事件の事実関係と実質的に

類似していると判断しました。同事件は、ITATがその直接的な関連性にもかかわらず考慮しなかった**拘束力のある先例(binding precedent)であり、そのため、問題となったITATの各決定は「per incuriam and perverse(法令・先例を看過してなされた不当な判断)」**に当たると判示しました。

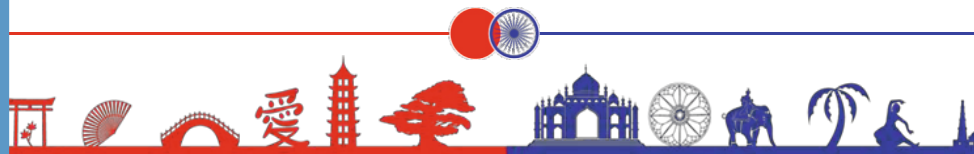
裁判所は、出向された従業員が出向期間を通じてEY USにおける雇用上の地位(lien)を保持していたこと、EY Indiaの各法人が当該従業員の雇用を一時的に終了させることができなかったこと、さらにEY USが包括的な管理権限(overarching control)を保持していたことを認定しました。これらの事情から、裁判所は、当該従業員は実質的にEY USの従業員としての地位を失っていないかと判断しました。その結果、裁判所は、「Make Available」テストは満たされていると判断し、出向に関して支払われた金額はFTS(Fees for Technical Services:技術的役務提供料)として課税対象となると判示しました。この点については、Revenue(税務当局)側に有利な判断が示されました。

一方、米国から提供された専門的サービスに関する報酬については、裁判所は、ITATが当該サービスの実際の内容および範囲を十分に検討していなかったと判断しました。また、ITATは、Assessing Officer(税務担当官)がすでに認定していた詳細な内訳、すなわち、専門的サービスと技術的サービスおよびコンサルティングサービスを区別した内容についても、その判断との整合性を検討していませんでした。このような**理由付け・検討の不足(gap in reasoning)**があることから、裁判所はこの争点について最終的な判断を下すことはせず、ITATに差し戻し(remand)、改めて審理・判断するよう命じました。

結論(Conclusion)

デリー高等裁判所の今回の判決は、EY Usにとって、また同様の出向制度をインドで採用している多国籍企業にとって、一部では有利であるものの、実務上重要な影響を及ぼす内容となっています。

裁判所は、出向に関して支払われた金額を課税対象となるFTS(Fees for Technical Services)に該当すると判断し、また、ITATが拘束力のある先例を考慮しなかったことを理由として、これと異なるITATの判断を退けました。



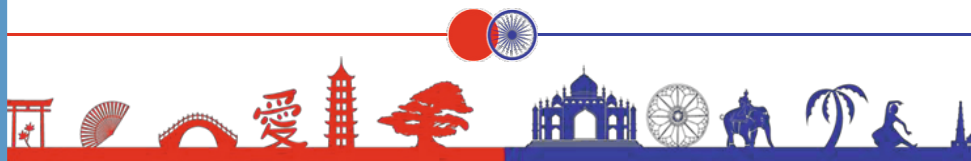
これにより裁判所は、国境を越えた出向(cross-border secondment)の仕組みにおいて、「実質的な雇用主(real employer)」が誰であるかを判断する際に、より厳格なアプローチを示し、出向契約書上で使用されている名称や形式よりも、実際の雇用関係・実態(substance)を重視する考え方を強調しました。

一方で、専門的サービスに関する租税条約上の免税・非課税の適用問題については、最終的な判断を示さず、ITATに差し戻したことで、どのサービスが実際に

租税条約上の免税対象となるのかについて、今後、より詳細な事実関係の再検討が行われる余地を残しました。

本判決は、今後、インド法人が関与する国境を越えた従業員の出向やサービス提供の仕組みを設計・運用し、また税務上の主張を行う際に、税務専門家や多国籍のプロフェッショナル・サービス企業によって、重要な判例として詳しく検討される可能性が高いと考えられます。

クレイマンに関しまして: KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザリーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザリー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士(CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。



発行部数
8,000部/毎月

